

『環境保全推進センターファクトブック』

- 1. 他大学・他学部にない独自性（強み） . . . P 1
- 2. 沿革・設置目的 . . . P 2
- 3. ミッション . . . P 3

1. 他大学や他学部等にはない独自性（強み）

◆中和・曝気槽の設置促進について

本学では、研究教育で薬品類を用いる学舎の多くにおいて、流し台やドラフトといった特定施設に指定された洗浄施設からの排水が流れる実験系と、トイレ等からの排水が流れる生活系に排水経路を分別している。こうした排水経路の分別を行っている大学の多くでは、実験系排水経路に水素イオン濃度測定器を設置し、排除基準を超える排水があった際には当該学舎内の構成員に電子メールによって通知し、排水に関する注意喚起を行うとともに、同排水経路の末端に設置した中和槽により排水の中和を行い、排除基準を遵守する体制が取られている。環境管理センターでは、こうした実験系排水経路の水素イオン濃度を遠隔操作で連続的にモニターすることによって一元管理しているが、さらにこれに加えて、万一、実験系排水に揮発性有機化合物（VOC）が混入した際にもこれを除害するため、曝気槽の設置を推進し、その保守にあたっている。本学はこうした中和・曝気槽を当センターの働きかけによって全国的に見ても先駆的に設置（平成 15(2003)年）した大学であり、本学の環境管理体制をより堅固にするとともに、地域の環境保全に貢献している。さらに、こうした中和・曝気槽の設置を部局毎に細やかに行っているケースは全国的に見ても稀で、導入を検討している他大学よりしばしば照会を受け、設置ならびに運用に関してアドバイスすることによりそうした大学の環境保全体制の確立にも貢献している。

◆全学向けの環境学教育について

当センターでは、研究教育において薬品類を用いる自然科学系の学生や教職員に対し、廃液処理ならびに排水管理を主体とした環境管理に関する指導を行っているが、エネルギー使用量の削減や廃棄物の排出量の削減といった、環境に関する今日焦眉の課題の解決には、自然科学系の学生ばかりではなく、広く人文・社会科学系の学生に対する教育が必要である。

これを実現するために、当センターは、本学の総合大学である強みを活かして、学内 10 研究科から、環境に関連する研究教育を行っている教員を集め、全学向け教養科目としての環境学教育を平成 21(2009)年度よりコーディネートしている。こうした環境学教育である「環境学入門」は、受講希望者過多のため、学内すべての学部より抽選により選抜された学生に対して開講されている（平成 24(2012)年度受講者数：178 名）。他大学における環境学教育は環境学系の研究科に所属する教員を中心として行われているが、こうした広く人文・社会科学・自然科学系研究科が分野を超えて協力をし、全学向けの教養科目として環境学教育を行っている例は極めて稀であり、当センターは本学の優れた特徴ともいえる教育体制の確立に貢献している。

2. 沿革・設置目的

◆昭和51(1976)年

神戸大学水質管理センター設立

《設置目的》

昭和49(1974)年12月1日より水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三六三号）が施行され、大学においても自然科学系の研究、試験等を行う事業場に設置された洗浄施設（流し等）が特定施設として指定されることとなった。これにより当該事業場においては昭和50(1975)年秋より、排水基準の順守（水質汚濁防止法第十二条の一並びに下水道法第十二条の二）、排水の汚染状態の測定（水質汚濁防止法第十四条の一並びに下水道法第十二条の十二）、廃液の処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十一条の一）が義務付けられることになった。これを受け、昭和50年に学長を長とする全学組織である「神戸大学環境保全委員会」が設けられ、同委員会により全学共同利用施設として「薬品類廃棄物処理施設」の設置が要求された。そして、昭和51(1976)年に処理施設が設置され、「神戸大学水質管理センター」が発足した。発足当初の人員は教務職員1名、助手1名であった。また水質管理センター発足に伴い、神戸大学環境保全委員会は「神戸大学水質管理センター運営委員会」に改められ、それまで薬品類廃棄物処理を管轄していた「薬品類廃棄物処理委員会」は同運営委員会の下部機構として「技術小委員会」に改められた。

◆平成7(1995)年

無機廃液処理の停止

《設置目的》

平成7(1995)年1月17日未明の兵庫県南部地震により、無機廃液処理装置が損壊したため、水質管理センターにおける無機廃液処理を停止するとともに、無機廃液は廃液処理業者に処理を委託することとした。

◆平成11(1999)年

有機廃液処理の停止

《設置目的》

平成11(1999)年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年七月十六日法律第百五号）により、廃棄物焼却炉がダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設に指定されたことから、水質管理センターにおいて有機廃液処理に使用していた焼却炉を停止するとともに、有機廃液も廃液処理業者に処理を委託することとした。

◆平成16(2004)年

神戸大学水質管理センターを改組し、神戸大学環境管理センターを設置

《設置目的》

平成16(2004)年4月1日、神戸大学の独立行政法人化に伴い、神戸大学水質管理センターを改組し、水質管理センターの主な業務であった排水の水質監視や廃液処理だ

けではなく、大学全体の廃液・排水・廃棄物の管理体制の確立、実験排水処理施設の設置の促進、環境保全に資する人材育成を目的として学生及び教職員への環境保全に関する啓発教育や研究教育活動の継続的發展を可能とする省エネルギー施策の策定などを行うため、神戸大学環境管理センターが設置された。神戸大学環境管理センターは、水質管理センターにおける技術小委員会に相当する「環境保全対策部門」に加え、「環境教育研究活動支援部門」並びに「資源エネルギー管理部門」が新設され、3部門で構成されている。

また、神戸大学水質管理センター運営委員会は「神戸大学環境管理センター運営委員会」に改称された。環境管理センターは、兼任のセンター長の下、専任の教員2名（助教授及び助手）、職員2名（技術専門職員及び教務職員）及び事務担当の施設部の事務職員1名より構成される。各部門の長は兼任の学内教員が担当している。

◆平成26(2014)年

神戸大学環境管理センターを改組し、神戸大学環境保全推進センターを設置

《設置目的》

環境保全推進センターは、神戸大学における環境保全活動(法令等を遵守するために本学において必要な取組を行うとともに、環境の保全及び改善に関する目標を自ら設定し、日々の活動を通じて、目標達成に向けた取組を行い、環境に十分配慮したキャンパスの実現を図ることをいう。)を推進するとともに、持続可能な社会の創造に貢献するために必要な施策を企画・立案し、及び実施することを目的として、平成26年4月1日改組された。

「環境企画部門」と「環境管理部門」を置き、各部門長は学内の教員が担当している。

また、兼任のセンター長の下、専任教員2名（准教授、助教）、技術職員1名及び施設部事務職員1名で構成されている。各部局から選出された環境保全推進員は運営委員会委員として活動し、一部の環境保全推進員は環境企画部門を兼務し、省エネ推進等に当たっている。

3. ミッション（教育研究上の目的、設置の趣旨目的）

センターは、神戸大学における環境保全活動（法令等を遵守するために本学において必要な取組を行うとともに、環境の保全及び改善に関する目標を自ら設定し、日々の活動を通じて、目標達成に向けた取組を行い、環境に十分配慮したキャンパスの実現を図ることをいう。）を推進するとともに、持続可能な社会の創造に貢献するために必要な施策を企画・立案し、及び実施することを目的とする。